

## 逗子市社会福祉協議会ボランティアセンター団体登録制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市（以下「本市」という。）のボランティア活動の推進のため、逗子市社会福祉協議会（以下「本会」という。）内のボランティアセンターにボランティア団体登録制度を設け、その登録の実施にあたり必要な事項を定める。

### (登録対象)

第2条 登録できる団体等は、主体的な参加に基づくボランティア活動及び社会貢献の一環としてボランティア活動を行っている団体であり、以下の（1）から（5）のすべてを満たすものとする。

- （1） ボランティア活動を目的とした団体または社会貢献の一環としてボランティア活動を行う団体
- （2） 法人格を持たない団体
- （3） 主に本市内でボランティア活動を行う団体
- （4） ボランティアセンター事業に協力する団体
- （5） 団体構成員以外の市民にも広く開かれた活動を行う団体

2 次の各号に掲げるものは、登録することができない。

- （1） 政治活動又は宗教活動、営利活動を目的とした団体
- （2） 公共の福祉に反する活動を行う団体
- （3） その他、本会会長が適切でないと認めた活動を行う団体

### (登録申請手続き)

第3条 登録を希望する団体は、逗子市社協ボランティアセンター登録用紙（様式1）を本会会長に提出する。

### (登録期間)

第4条 団体の登録期間は、次の各号に定めるところとする。

- （1） 登録期間は、一斉更新制とし、偶数年4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする
- （2） 年度中途に登録した場合の登録期間は、登録完了日から直近の登録期間満了日（偶数年3月31日）までとする

### (登録承認通知)

第5条 本会が逗子市社協ボランティアセンター登録用紙（様式1）を受けた時は、これを審査し登録の可否を決定する。結果は申請者に電話またはメールで通知する。

### (登録内容の変更)

第6条 登録内容の変更を希望する者は、本会会長にその旨を申し出る。

(登録の取消)

第7条 登録の取消を希望する者は、本会会長にその旨を申し出る。

2 第1項の申し出の他、登録ボランティア団体が以下のいずれかに該当すると認められた場合は、本会は登録を取り消すことができるものとし、結果は申請者に電話またはメールで通知する。

- (1) 第2条に非該当となった場合
  - (2) 登録団体が解散した場合
  - (3) 登録した団体が、公共の福祉に反する活動を行った場合
  - (4) その他、本会会長が不適格と認めた場合
- (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。